

「福井県建築物耐震改修促進計画改定（案）」に関する
県民パブリックコメント意見募集の結果と県の考え方

No	意見の概要	県の考え方
1	<p>耐震改修計画では一般住宅の耐震化が最も遅れています。</p> <p>これを進めるには耐震能力の遅れた新耐震以前の古い住宅を解体し、新築住宅に置き換えることが最も有効な方法です。</p> <p>既存住宅の耐震改修と言う手段もありますが、改修率の目標達成には有効ではありません。</p> <p>その際に気になるのが空き家の再利用です。</p> <p>空き家を有効に再利用することは必要ですが、耐震性が不足した空き家をそのまま利用することは大変危険です。</p> <p>耐震性の欠けた空き家には、物置・倉庫以外に使用できないという条例をつくってはどうか。</p>	<p>県では、「空き家診断促進事業」により、市町と連携して既存住宅状況調査に対する助成を行っております。</p> <p>既存住宅状況調査においては、耐震性を確認した経緯を含めた空き家の状況について診断を行っております。</p> <p>耐震性が確認できないものについては、耐震診断を行い、その結果耐震性が不足するものは耐震改修を実施することが望ましく、それぞれの段階に応じた助成制度を用意しております。</p> <p>空き家の再利用については、用途制限を設けるのではなく、こういった助成制度の活用を促し耐震性が確保されるようにしてまいりたいと考えています。</p>
2	<p>一昨年建築士会で空き家調査に参加しました。</p> <p>そこで気になったのが二軒長屋です。</p> <p>かなり老朽化して危険な住宅なのですが、二軒の内一軒は居住中で空き家にはカウントされません。</p> <p>大地震が来れば倒壊の恐れがあると予想されるものも少なくありませんでした。</p> <p>居住禁止には出来ないかも知れませんが、居住者及び所有者に危険性を知らせ、賃貸の延長、利用者の交代などに制限を加えるべきです。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法においては、共同住宅・長屋について一室（一軒）でも入居があれば「空家等」に該当せず、現行の法制度上の指導等の対象とはなっておりません。</p> <p>しかしながら、周囲の方からの苦情や安全性に関する不安などについて相談がある場合には、市町から所有者等に対して必要な助言等を実施し、安全対策等の実施をお願いしているところです。</p>